



■2011年_第2回定例会（第5日目）

ふれあい財団についての質問（2011.06.16）

◎【30番陣内泰子議員】 それでは、財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団についてお聞きいたします。

2010年度決算報告についてです。雑収入として物品販売手数料収入が800万円となっています。これは自動販売機設置手数料ということですが、どの施設に何台の自動販売機があるのか。まず、その設置状況をお伺いいたします。お答えください。

次に、これらの年間の電気使用量はどれぐらいになり、また電気料金は幾らになっているのかもお答えください。

私は、これまでも飲料用自動販売機の設置に関し、機会あるごとに電気のむだを少しでも減らせるよう見直しを求めてきました。しかし、収入源になっているなどの理由で、なかなか改善されてきておりません。800万円もの収入があるのですから、確かに捨てるのがたいのかもしれないかもしれませんが、震災以降、意識することなく使ってきたエネルギーのあり方に対して、これでいいのかという反省が広がってきています。

愛知県豊田市では、1997年に、豊田市の公共施設における自動販売機の取り扱いに関する基本方針を定め、原則として飲料水、菓子類の自販機を設置しないとして、106台を撤去したということでした。東京都庁でも、今回の震災を受けて110台の自販機休止を実施しております。当面、9月までの実施ということですが、過度の電力依存社会からの脱却を目指してという方針を掲げていることを考えるならば、恒常的な取り組みも考えられるのではないかと期待しているところです。特に、自販機を休止していることに関しての苦情等は何も来ていないと聞いています。

また、この都庁の取り組みに対して、市民団体からは、今回の取り組みを評価するとともに、さらに撤去の要望及び市町村へ同様の取り組みを働きかけるようといった要望書も出されているところです。6月1日からの節電計画の中で、ざっと見たところ、自販機に触れているのは霊園関係だけのようでした。ぜひ環境配慮として、電力削減の観点からも自販機の休止並びに撤去、そして削減に取り組んでいただきたいと思うのですが、施設の設置者としてこの点をどのようにお考えか、お答えください。

また、直接運営する施設だけでなく、指定管理者などが管理・運営しているところもあるわけで、その部分に関しても設置が必要かどうか、指導なり指針を示すことも必要かと思うのですが、この点も含めてお答えをいただきたいと思います。

次に、財団法人八王子市住宅・都市整備公社の報告についてです。

まず、2010年度の決算報告のうち、榎原斎場特別会計についてお伺いいたします。

決算書の中の貸借対照表で、固定資産の土地のところ、ここで前年度比10億円減少して

いるというふうに記載されています。なぜこのような減が生じたのか、お伺いをいたします。

次に、檜原斎場は開設して3年。2010年度の事業報告書によると、さまざまな御努力の中で利用率も向上してきて、より多くの方々に認知されるようになってきたことは、施設をつくった目的からいっても喜ばしいことと思います。2010年度の収支は908万円の黒字となっています。しかし、建物、建築物並びに附帯設備等の減価償却を考えるならば、今後の採算性の確保のために、より一層の努力が求められるところでもあります。

そこでお尋ねいたしますが、今後の採算性、また公益性を考慮した上で、さらなる利用率向上についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

1回目を終わります。

◎【水野淳議長】 市民活動推進部長。

◎【峯尾常雄市民活動推進部長】 学園都市文化ふれあい財団が管理する施設における自販機についてお尋ねをいただきました。

まず、自販機の設置状況でございますけれども、ことし3月に閉館をいたしました旧市民会館を含めまして、22年度中に学園都市文化ふれあい財団が設置しておりました自販機の台数ですけれども、全部で32台ございます。その内訳といたしましては、いちょうホールに10台、南大沢文化会館に3台、それから学園都市センターに2台、旧市民会館に5台、それから上柚木公園及び運動施設に12台、設置をされているところでございます。

22年度における学園都市文化ふれあい財団が設置する自販機の32台分の年間電気使用料ですけれども、全体では7万380キロワットでございます。電気料金は年額136万円でございます。1台あたりに換算いたしますと、年間2,200キロワットで、4万2,500円程度でございます。

なお、電気料金につきましては、自販機設置業者が実費を負担しているところでございます。

自販機の設置台数が適正かどうかというようなお尋ねもいただきましたけれども、現在のところは、施設利用者の利便性でありますとか、あるいは水分補給といった健康上の配慮などから、適切な台数が設置されているというふうに考えております。

今後ですけれども、これは他の施設も同様かと思っておりますけれども、震災によりまして電力事情が逼迫している現状でありますとか、また環境面にも十分配慮いたしまして、私どもは学園都市文化ふれあい財団とも協議をする中で、さらなる適正配置というものに努めていきたいというふうに思っております。

なお、自販機設置業者では、節電対策といたしまして、省エネタイプの機種に入れ替えを行ったり、あるいは商品を表示する照明を24時間消灯するなどいたしまして、22年度実績と比較いたしますと、23年度の場合は平均50%を超える節電効果というものを実現しているところでございます。

◎【水野淳議長】 まちなみ整備部長。

◎【榎本了まちなみ整備部長】 お答えいたします。檜原斎場における固定資産の土地が減

少していることについてでございますが、これは減損損失によって約 10 億円が減少しました。八王子市住宅・都市整備公社では、平成 23 年度内に一般財団法人への移行申請をするため、平成 22 年度決算で純資産額を確定させる際に、減損会計を適用させました。これにより、土地価格を帳簿価格から時価額にしたため、この差額が評価損となり、減損損失で処理されたと聞いております。

次に、檜原斎場の利用率の向上でございますが、公社の事業報告書では、平成 22 年度の葬儀件数は 567 件で、前年を 100 件上回り、1.2 倍となっており、式場の利用率は前年を 11.1 ポイント上回り、47.7%となっております。公社では、運営に当たってアンケート調査等を実施するなど、常に利用者の皆さんの意見を反映できるよう心がけております。また、平成 23 年度の収支予算書では、今年度の利用率を 50%に設定し、葬儀セミナーや施設見学会等を盛り込んだ利用促進計画を策定し、今後、さらなる利用率の向上を目指し、努力していくと聞いております。

◎【水野淳議長】 第 30 番、陣内泰子議員。

◎【30 番陣内泰子議員】 今、お答えをいただきました。まず、自販機についてです。いちょうホールに 10 台ということです。今のお答えの中で、適正配置に努めていくというお答えもありましたが、その会館の中に、果たしてこの台数が必要なのかどうか、そういうこともしっかりと検証して設置をして、どうしても設置が必要であるならば、最小限度にしていくというような形で取り組んでいただきたいと思います。

7 万 380 キロワットの電気量、これは 50%の節減で省エネタイプが出ているというお答えもあったわけですが、この使用量に関しても、決して見過ごすことのできない使用量になっているわけですので、この点も含めて、さらに厳しく検討していただきたいと思います。

そして、住宅・都市整備公社についてです。今、正味財産の減の理由は、一般財団法人への移行のための評価変更によるものであるという御説明でありました。土地が何ら減っているわけではないんですけども、評価の中で自主的な評価をしたということで、時価で評価をした。それは固定資産税評価に即して行ったということ聞いています。

斎場の土地の場合、これは交換だったわけで、実際に取得に当たってのお金が動いているわけではありません。なので、非常に損益という認識になりにくいんですけども、ちょっと斎場から離れて、公社の一般会計の中を見ても、一般会計の中に計上されています。川口の物流拠点整備のために購入した土地、2005 年 3 月に 4 億 7,500 万円で取得をされたわけですが、これも同様に減損会計を適用して、約 10 分の 1 近くの時価として評価されているということです。数字として出てきているのは一般会計全体で、ここにおいても正味財産が 14 億円の減という数字で出てきているところです。

減損会計というのを調べてみますと、資産の収益性が低下して、投資額の回収が見込めなくなった場合、当該資産の帳簿価額にその価値の下落を反映させる手続というふうに書いてあるんですね。こういうようなこと考えると、一般財団法人移行のために、純資産の確定という作業が必要だということは理解いたします。でも、なぜ、時価評価の仕方を固定資産税評価額で行ったのか。この固定資産税評価額で行うと、純資産が少なく見積もられるという

ことになってしまうのではないかと懸念をするわけです。特に川口の物流拠点の購入に関しては、不動産評価基準で購入した土地なわけですよ。そういった土地を固定資産税評価額で時価を確定した理由を教えてくださいと思います。

また、財団解散を検討していたとき、財団の資産は約 130 億円余りと言われていました。しかし、今回の減損会計処理によって、全正味財産は約 80 億円となっているわけです。このことは、今後の法人移行後の運営にとってどのような影響となるのか。何らかの支障になってくるようなことはないのか、お伺いしたいと思いますので、この点、お答えいただきたいと思います。

◎【水野淳議長】 まちなみ整備部長。

◎【榎本了まちなみ整備部長】 まず、1点目の、固定資産税評価額を採用した理由でございますが、公益認定等ガイドライン、これは公益認定等に関する運用についてのガイドラインでございますが、この中で、土地の評価方法につきまして、固定資産税評価額や不動産鑑定士が鑑定した価格などが考えられるが、評価に当たっては、過大な費用をかけることは適当でないというようなガイドラインがございます。そういうことから、今回、固定資産税評価額を採用しております。

続きまして、2点目の、今回の資産減少の影響ということでございますが、減損損失は土地の帳簿価格を固定資産税評価額をもとにした時価額に評価し直したことにより生じた評価損でございます。今後、事業運営に支障が出るものではないと聞いております。